

インフルエンザの出席停止期間について

インフルエンザによる出席停止期間の基準は、
「発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで」です。

「発症した後 5 日を経過」の数え方については、症状が出た（発熱）日の翌日を第 1 日目として数えます。

【例 1】水曜日に発症した場合、翌日の木曜日が第 1 日目になりますので、登校が可能になるのは 6 日目で、翌週の火曜日になります。

【例 2】早期に解熱した場合でも、「発症後 5 日を経過」してからの登校となります。

【例 3】発症後 5 日目に解熱した場合、解熱後 2 日を経過した 8 日目が登校可能となります。

	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
	2 / 1	2 / 2	2 / 3	2 / 4	2 / 5	2 / 6	2 / 7	2 / 8	2 / 9
	水	木	金	土	日	月	火	水	木
例 1	発症			解熱			登校可能		
例 2	発症		解熱				登校可能		
例 3	発症					解熱	解熱後 1	解熱後 2	登校可能
	発症	発熱期間（ウィルス排出期間）					発症から 5 日経過		